

## 長野市高齢者友愛活動事業補助金交付要綱

長野市ひとり暮らし高齢者友愛活動事業補助金交付要綱（平成2年長野市告示第44号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1 この要綱は、地域社会から孤立するおそれのある高齢者の孤独感を緩和し、地域社会との関わりを継続的に持てるよう支援するため、町、区等一定の区域を単位としてボランティアで組織する団体（以下「団体」という。）が行う友愛活動事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、長野市補助金等交付規則（昭和61年長野市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 友愛活動事業 対象者の孤独感を和らげ、地域社会との関わりを継続的に持てるよう支援するため、団体が実施するふれあい交流会及び声かけ訪問をいう。
- (2) 対象者 市内に居住し、70歳以上の者又は65歳以上の障害者、認知症である者若しくは閉じこもり（外出する頻度が少なく、日常生活の大半を家庭内のみで過ごす状態をいう。）である者のみで構成する世帯に属する者であって、同居者以外の者との交流がないものその他地域社会から孤立するおそれがあるものをいう。
- (3) ふれあい交流会 対象者にふれあいの場を提供するために開催する交流会をいう。
- (4) 声かけ訪問 訪問し、又は電話をかけることにより、対象者と交流する取組をいう。

（補助金の交付対象となる団体）

第3 補助金の交付の対象となる団体は、市内の住民を対象に友愛活動事業を行う団体であって、2人以上で構成されるものとする。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 特定の趣味、スポーツ、介護予防等を目的として結成されたもの
- (2) 営利又は宗教活動若しくは政治活動を目的とするもの

（補助金の対象事業等）

第4 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、ふれあい交流会及び声かけ訪問であって、市長が定める要件を満たすものとする。

2 ふれあい交流会に係る市長が定める要件は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助金の交付の申請をした月から当該年度の3月までの期間（以下「事業実施期間」という。）において、定期的に継続してふれあい交流会を開催すること。
- (2) 事業実施期間の月数の2分の1に相当する月数（1に満たない端数は切り捨てる。）において、ふれあい交流会を開催すること。
- (3) 開催回数は、1の年度において12回を限度とし、かつ、1月当たり1回を限度

とすること。

(4) 対象者が2人以上参加するものであること。

(5) 参加者が互いに交流を深め、孤独感を和らげることのできる内容であること。

3 声かけ訪問に係る市長が定める要件は、声かけ訪問の実施回数を、対象者1人当たり1月につき4回を限度とし、かつ、1週間当たり1回を限度とすることとする。

4 前3項の規定にかかわらず、他の助成金、補助金等の交付を受けているふれあい交流会及び声かけ訪問は、補助事業としない。

(補助金の対象経費)

第5 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、ふれあい交流会及び声かけ訪問の実施に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費を除く。

(1) 特定の個人が所有し、又は占有することとなる物品の購入に要する経費

(2) 団体の関係者に対する謝金（ふれあい交流会に係るものに限る。）

(3) 対象者以外の者に係る食糧費

(4) その他市長が適当でないと認める経費

(補助金の額等)

第6 補助金の額は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) ふれあい交流会 対象経費とふれあい交流会に参加した対象者の延べ人数に500円を乗じて得た額とのいずれか少ない額。ただし、交流会を実施した回数に10,000円を乗じて得た額を限度とする。

(2) 声かけ訪問 声かけ訪問を実施した回数に150円を乗じて得た額。ただし、同一世帯に複数の対象者がいる場合であって、同一の週において同一世帯の複数の対象者に対し声かけ訪問を実施したときは、当該声かけ訪問は重複して回数に算定しない。

(補助金の交付の条件)

第7 この補助金を交付する条件は、次に掲げるものとする。

(1) 地域包括支援センター（介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。）等から対象者の紹介があった場合には、積極的に受け入れること。

(2) 補助事業に係る収支を記載した帳簿を設けるとともに、その証拠となる書類を整備し、補助事業が完了した年度の翌年度から5年間保管すること。

(3) 市長から報告を求められた場合には、補助事業の完了した年度の翌年度から5年間は、補助事業に係る資料等の提出及び報告をすること。

(4) 補助事業に係る事業評価に協力すること。

(5) その他市長が補助金の交付の条件として必要と認めること。

(補助金の交付の申請等)

第8 規則第3条に規定する申請書は、長野市高齢者友愛活動事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助事業に係る実施計画書
  - (2) その他市長が必要と認める書類
- 3 前2項に規定する申請書等の提出期限は、当該年度の9月30日とする。
  - 4 市長は、予算の額を超える交付の申請があった場合には、第6の規定にかかわらず、市長が別に定める方法により調整を行い、1団体当たりの交付の額を決定することがある。  
(補助事業の内容の変更等)
- 第9 規則第8条の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。
- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき 長野市高齢者友愛活動事業変更承認申請書（様式第2号）及び補助事業の変更の内容が確認できる書類
  - (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき 長野市高齢者友愛活動事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）及び市長が必要と認める書類  
(実績報告)
- 第10 規則第9条に規定する実績報告書は、長野市高齢者友愛活動事業実績報告書（様式第4号）によるものとする。
- 2 規則第9条に規定する関係書類は、次に掲げるものとする。
    - (1) 補助事業に係る実施報告書
    - (2) その他市長が必要と認める書類
  - 3 前2項に規定する書類の提出期限は、補助事業の完了した日若しくは補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して15日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。  
(補助金の交付請求)
- 第11 規則第12条第2項に規定する請求書は、長野市高齢者友愛活動事業補助金交付請求書（様式第5号）によるものとする。
- 2 概算払による補助金の交付を受けようとするときは、長野市高齢者友愛活動事業補助金概算払交付請求書（様式第6号）によるものとする。
  - 3 概算払による補助金の交付は1回に限るものとし、その額は補助金の交付の決定を受けた額の10分の5以内の額とする。  
(補則)
- 第12 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。